

## 宇部市小規模修繕工事等契約希望者登録制度について（令和5・6年度用）

この制度は、宇部市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の登録を受けていない市内業者で、小規模で軽易な市施設等の修繕や工事の受注・施工を希望する者を登録し、受注機会を積極的に拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的とします。

### 1 小規模修繕工事等とは

市（水道局を含む。）が発注する小規模な修繕及び工事（以下「小規模修繕工事等」という。）で、その内容が軽易でかつ履行の確保が容易である1件の予定価格が30万円以下のものです。

### 2 名簿登録

本制度による発注案件の受注には、あらかじめ登録名簿に登録されている必要があります。登録名簿は、発注の際の業者選定に活用され、公開します。

ただし、入札参加資格者名簿に登録のある業者の選定を妨げるものではありません。

### 3 登録の条件

市内に主たる事業所（本社、本店）を置く事業を営んでいる事業者で、建設業許可の有無、経営組織、従業員数に制限はありません。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 宇部市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 小規模修繕工事等の履行に当たり法令等の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていない者（電気・管工事等）
- (5) 登録を希望する業種に係る修繕工事等の実績がない者

### 4 登録申請方法

登録希望者は、「小規模修繕工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、契約監理課へ持参又は郵送にて提出してください。希望業種は、3業種まで可能です。

- (1) 市税の全ての税目に滞納がないことを証する納税証明書（発行が申請日前3か月以内のもの。写し可）  
※新型コロナウイルス感染症等の影響により税の徴収猶予を受けている者は、上記の証明書に合わせて「徴収猶予許可通知書」の写しを添付してください。
- (2) 技能者等一覧（様式第2号）
- (3) 希望する業種の履行に必要な資格、免許等を証明する書類の写し（電気・管工事等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

※ 様式は、宇部市ウェブサイトからダウンロード可能

## 5 申請書の提出期間（持参の場合は、土日及び祝日を除く。）

定期：令和5年1月15日から同年2月14日まで(必着)

随時：令和5年4月から令和6年12月まで随時

## 6 申請書の提出先及び問合せ先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市役所 契約監理課（電話 34-8183）

## 7 有効期間

定期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで(2年間)

随時：決定日から令和7年3月31日まで

※原則として、前月26日から当月10日までの申請分は当月16日から、当月11日から25日までの申請分は翌月1日からの決定となります。

※ 引き続き登録を希望される場合は、更新手続きが必要です。

## 8 その他

- (1) 自ら施工できる業種を登録してください。下請けは、原則として認めません。
- (2) 登録内容の変更及び廃止となる場合は、速やかに「小規模修繕工事等契約希望者登録事項変更・廃止届(様式第3号)」を提出してください。
- (3) 発注の際は、原則として複数の業者による見積合せを行います。
- (4) 施工は、宇部市財務規則、その他関係法令等に基づき信義に従い誠実に履行していただきます。
- (5) 名簿への登録は、発注を約束するものではありません。